

# 基本的取組方針

## 1. 基本方針

資産運用業は、資産運用立国を実現し、我が国経済の成長と分配の好循環を実現していく上での重要な主体であり、その社会的使命を果たしていくことが強く期待されている。

資産運用業協会は、業界がこの期待に応え、健全に発展していくことを目的に、「資産運用業宣言 2020」を実現する具体的活動として「国民の資産形成の促進」、「企業価値向上への貢献」、「顧客利益を最優先とした業務運営の徹底」の3つの視点を活動の柱として各種事業に取り組むとともに、資産運用業の役割が国民に広く理解され、銀行業、証券業、保険業と並ぶ存在として認知されるよう対外発信・提言活動に積極的に取り組んでいく。

また、認定金融商品取引業協会として、投資家保護のための活動に継続的に取り組み、資産運用業界に対する投資家の信頼の保持に努めていく。

## 2. 主な事業

上記基本方針の下、中期的に下記事項に取り組むこととし、毎年度、事業に要する費用を勘案して事業計画を策定することとする。

### ① 資産運用業の健全な発展に向けた活動

資産運用業の高度化や国際競争力強化に向けた課題への取組、国民の安定的な資産形成に資する投資環境の整備、フィデューシャリー・デューティに沿った会員のスチュワードシップ活動の支援、ESG・サステナブルファイナンス等の推進、資産運用に関する調査・研究の推進、国内外の関係団体等との交流・連携強化 等

### ② 資産運用業界のプレゼンス向上に向けた活動

資産運用業が広く認知されるための効果的な情報発信、アセットオーナー・プリンシプルの普及・推進に対応した取組、国民各層へ向けた資産形成等に関する知識の普及・啓発、各種提言活動 等

### ③ 投資家保護のための自主規制機能の強化

会員の公正・適正な業務運営のための諸規則の整備、効率的な監査プロセス・手法の確立に向けた取組み、当局との連携強化 等